

# 令和8年度 杉並区立西田小学校「いじめ防止基本方針」

平成29年 3月31日作成

令和 7年 4月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂

## 1 いじめ防止に関する基本方針

### (1) いじめの定義

『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

### (2) いじめ防止に関する基本姿勢

#### ①軽微ないじめも見逃さない

いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、的確に認知していく。

#### ②教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

教職員は、一人で抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」への報告・連絡を欠かさずに行い、迅速かつ組織的に状況を確認し、適切な役割分担によって対応を行う。

#### ③相談しやすい環境の中で、いじめから児童を守り通す

児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、児童が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

#### ④児童自身が、いじめについて考え行動できるようにする

児童自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるように、児童の自己肯定感を育む指導を行い、児童の活動を励ましていく。

#### ⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

日常からいじめはどの学校の児童にも起こり得る問題であることを説明するとともに、いじめが認知された場合には、被害・加害双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

#### ⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、外部の人材や警察や児童相談所等の関係機関と適切に連携して対応する。

## 2 いじめ防止等の具体的な取組

### (1) いじめの未然防止

①子どもが安心して生活ができる学級・学校風土の創出

②教職員の意識向上と組織的対応の徹底

③いじめを許さない指導の充実

④子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成（「自己指導能力」の育成）

⑤保護者、地域住民、関係機関との共通理解の形成

## （２）いじめの早期発見

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」また、いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童を注意深く見守り、ちょっとした変化も見逃さないように努め、サインをしっかりと受け取るようにする。

- ・年３回（６月、１１月、３月）行われる都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を活用し、必要に応じて個別に面接を行い、実態を把握する。いじめを察知した際は、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように（５Ｗ１Ｈ）」の項目について正確に記録し、適切に保存する。
- ・生活指導夕会（毎週金曜日）で、全教職員が共通理解する機会をもち、全教職員が組織的に見守りや指導を行う。
- ・日常的な見守り（休み時間、放課後）を行い、児童の行動や言葉遣い等、サインを見逃さない。
- ・教育面談や保護者会、教育相談日等の機会を活用し、保護者や地域からの情報を得る。
- ・定期的な学校いじめ対策委員会を中心に状況を確認し、対応方針について協議する。

## （３）いじめの早期対応

- ・いじめを察知したら、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集する。
- ・被害者、加害者となっていると思われる児童から、**複数教員で丁寧・迅速・正確**※に聞き取りを行い、状況把握する。 ※時系列を整理し、５Ｗ１Ｈを忘れずに、児童の言葉をそのまま記録する。
- ・被害者となっている児童については心のケアを含め、支援を継続する。
- ・加害者となっている児童には、いじめは絶対に許されないことであることを指導し、いじめをやめさせる。
- ・必ず被害・加害双方の保護者に把握できた事実を伝え、管理職指導の下、学校の対応方針を具体的に説明し、家庭と連携して対応にあたる。
- ・いじめが解決した後も、見守りを３か月以上継続する。

## 〈いじめ解消の定義〉

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の２つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。（いじめ防止対策推進法）

ア いじめに係る行為が止んでいること

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## （４）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ・「学校いじめ対策委員会」は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、学年主任、専科主任、当該学年（副担任も含む）、スクールカウンセラーとする。ただし、機動力を高めるため、定期会議以外に緊急で行う「学校いじめ対策委員会」では、管理職以外のメンバーが揃わない場合の実施もある。
- ・必要に応じて SSW、弁護士、スクールサポーター（警察経験者）、子ども家庭支援センター職員を招集要請する。

## （５）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

|                            |                          |                            |                                |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| ①いじめを察知したら、管理職（校長・副校長）に報告。 | ②校長は速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集。 | ③「学校いじめ対策委員会」で情報共有し、組織的対応。 | ④いじめが解決差後も経過見守り・定期的な見守り（３か月以上） |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------|

## ３ 教職員のいじめ防止に向けた共通理解の場の設定と研修

- ・４月に「学校いじめ防止基本方針」を基に全教職員がいじめの対応方針を共通理解する。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会において、学級ごとのいじめの兆候や実態を報告し、共有する。
- ・毎月、学校いじめ対策委員会を開催し、児童の情報共有を行う。
- ・いじめの未然防止、早期発見や組織的対応について「いじめ総合対策（第３次）」「人権教育プログラム」や「いじめ防止マニュアル」を基に研修を行う。（年３回以上）

## ４ いじめ再発防止について

### （１）基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、児童の生命・心身に重大な影響を及ぼす可能性のある行為であるとの認識に立ち、未然防止とともに再発防止を重要課題として取り組む。児童の自己指導能力の育成を図り、児童自らがいじめを防止する力を身に付ける教育を推進する。また、全教職員による組織的・継続的な取組を徹底する。

### （２）必要に応じた個別対応

#### ①加害児童への指導

- ・行為の善悪だけでなく、相手に与えた影響を理解する指導を行う。
- ・自身の行動を客観的に見直させる指導を行う。
- ・自分の気持ちを言語化させる指導を行う。
- ・行動改善の継続的確認を行う。

#### ②被害児童への支援

- ・安全な学校生活を確保するため、必要に応じて座席や活動場面の配慮を行う。
- ・担任以外の教職員（養護教諭・スクールカウンセラー等）とも連携し、必要に応じた心理的ケアを行う。
- ・「守られている」と安心して過ごせる居場所づくり。
- ・「できる」体験を意図的に作り、小さな成功体験を積み重ねたり、安心できる友だちとの活動の中で「自分はここにいていい」という所属感を感じさせたりして、自己肯定感の回復を図る。

### （３）集団への働きかけ

- ・いじめを許さない学年・学級指導を重視する。
- ・学級会等で人間関係や思いやりについて考えたり、話し合ったりする機会を設ける。

#### **（４）組織的対応の徹底**

- ・ いじめに関する情報を教職員間で共有し、組織的に対応する。
- ・ 定期的な学校いじめ対策委員会を中心に状況を確認し、対応方針について協議する。
- ・ 担任のみで抱え込まず、管理職を含めた複数の教員がチームで対応する。

#### **（５）保護者との連携**

- ・ 学校の対応方針及び家庭での様子などを保護者と共有し、家庭での見守りや指導について協力を依頼する。

#### **（６）継続的な見守りと評価**

- ・ 一定期間、対象児童の様子を継続的に見守る。
- ・ 再発の兆候が見られた場合は、速やかに対応する。